介護老人福祉施設 ビオラ三保 利用料金表

- 1. 介護保険給付の対象となるサービス
- ・サービス利用料金(日額)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 利用単位数	652	720	793	862	929
② 日常生活継続支援 加算(II)	46	46	46	46	46
③ 看護体制加算(I)	4	4	4	4	4
④ 看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
⑤ 夜勤職員配置加算 (IV)	21	21	21	21	21
⑥ 個別機能訓練加算 (I)	12	12	12	12	12
⑦ 精神科医師定期的 療養指導加算	5	5	5	5	5
⑧ 生活機能向上連携 加算(Ⅱ) ※概算	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)
介護職員処遇改善加算 (I)	62	68	74	80	85
介護職員等特定処遇改 善加算 (I)	20	22	24	26	28
単位数合計	833	909	990	1,067	1,141
自己負担額(1割)	893 円	975 円	1,062 円	1,144 円	1,224 円
自己負担額(2割)	1,786 円	1,949 円	2,123 円	2,288 円	2,447 円
自己負担額(3割)	2,679 円	2,924 円	3,184 円	3,432 円	3,670 円

(地域区分単価:10.72円)

- ※ 令和 3 年 9 月 30 日までの間、新型コロナウイルス対応に対する特例的な評価として基本報酬に所定単位数の 0.1%上乗せとなります。
- 2. 介護保険給付の対象とならないサービス
 - A) 居住費および食費等の自己負担額(日額

利用者負担段階	居住費	食費	おやつ	合計
第1段階	820 円	300 円	150 円	1,270 円
第2段階	820 円	390 円	150 円	1,360 円
第3段階①	1,310 円	650 円	150 円	2,110 円
第3段階②	1,310 円	1,360 円	150 円	2,820 円
第4段階	3,000 円	1,870 円	150 円	5,020 円

- ※ 施設には、第一段階から第三段階までは居住費の基準費用額 2,006 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。
- ※ 施設には、第一段階から第三段階までは食費の基準費用額 1,445 円と上表の自己負担

額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。
- ※ 第四段階の食費の内訳は、朝食350円、昼食870円、夕食650円となります。

B) その他の費用

項目	内容	利用料金
特別な食事等	酒、乳製品等、ご希望に基づいて提供した食 事等にかかる費用です。	実費相当額
日常生活上必要な諸 費用	歯ブラシやティッシュ等の生活に要する費用 で、ご入居者様に負担していただくことが適 当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動で使用する材 料費や参加費としてかかる費用です。	実費相当額
理美容にかかる費用	提携している業者が行う理美容サービスにか かる費用です。	業者が設定する 額

【1日当たりの自己負担額】

たりの自己気圧限	• •				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	2,163 円	2,245 円	2,332 円	2,414 円	2,494 円
第2段階	2,253 円	2,335 円	2,422 円	2,504 円	2,584 円
第3段階①	3,003 円	3,085 円	3,172 円	3,254 円	3,334 円
第3段階②	3,713 円	3,795 円	3,882 円	3,964 円	4,044 円
第 4 段階 (1 割)	5,913 円	5,995 円	6,082 円	6,164 円	6,244 円
第 4 段階 (2 割)	6,806 円	6,969 円	7,143 円	7,308 円	7,467 円
第 4 段階 (3 割)	7,699 円	7,944 円	8,204 円	8,452 円	8,690 円

[※] その他個別の加算についてもそれぞれ介護職員処遇改善加算、および介護職員等特定処遇改善加算が算定されます。

介護保険サービスにおける加算

【体制加算】(共通して加算される費用)

加算名	要件	自己負担額(日額)		
加昇2	安什	1割	2 割	3割
日常生活継続支援加算	国が定めた介護福祉士の数を配置し、過去6か月また は過去12か月における新規ご入居者総数のうち要介 護4・要介護5の方が70%以上である場合に加算され ます。(46単位/日)	50 円	99円	148円
看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	5円	9円	13円
看護体制加算(Ⅱ)	ご入居者 25 名に対して1名以上、かつ国が定めた基準に1名以上の看護職員を配置した場合、および看護職員により24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	9円	17円	26円
夜勤職員配置加算 (IV)	夜勤帯の介護職員又は看護職員の数が、国が定めた基準に1名以上の配置をしている場合に加算されます。 (21 単位/日)	23 円	45 円	68 円
口腔衛生管理体制 加算	歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、ご入居者 の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されてい る場合に加算されます。(30単位/月)	1円 (月額 33円)	2円 (月額 65円)	3円 (月額 97円)
精神科医師定期的 療養指導加算	認知症であるご入居者が全入所者の1/3を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養 指導が月に2回以上おこなわれている場合に加算されます。(5単位/日)	6円	11円	16円
介護職員処遇改善加算(I)	国が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等の実施を届け出たうえで介護老人福祉施設サービスを行った場合に加算されます。(サービス利用単位数の1,000分の83単位/月)	おおよそ 66 円~1,068 円		
介護職員等特定処 遇改善加算 (I)	介護職員処遇改善加算を算定し、その要件の拡充を 実施したうえで介護老人福祉施設サービスを行った 場合に加算されます。(サービス利用単位数の 1,000 分の 27 単位/月)	おおよそ 22 円〜348 円		

【個別加算】(対象の方のみに加算される費用)

理学療法士等による専任の機能訓練指導員をご入居者 100 名に対して 1 名以上配置し、ご入居者ごとに計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。(12 単位/日)	13円	26円	39円
個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に加算されます。(20 単位/月)	0.7 円 (22 円/ 月)	1.4 円 (月 43 円/月)	2.2 円 (65 円/ 月)
外部の理学療法士、医師等が施設の職員と共同で個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に加算されます。(100 単位/月)	4円 (月額 108円)	7円 (月額 215円)	11 円 (月額 322 円)
摂食機能障害のあるご入居者に対して歯科医師等の 指示に基づき、経口による継続的な食事摂取を勧める ための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合 に加算されます。(400 単位/月)	14 円 (月額 429 円)	29 円 (月額 858 円)	43 円 (月額 1,287円)
経口維持加算(I)を算定している場合に、ご入居者の 経口による継続的な食事摂取を支援するための食事 観察及び会議等に歯科医師等が加わった場合に加算 されます。(100 単位/月)	4円 (月額 108円)	7円 (月額 215円)	11 円 (月額 322 円)
医師の発行する食事箋に基づき提供された食事について管理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。(6単位/回)	7円 (1回)	13円 (1回)	20円 (1回)
経管により食事摂取をしているご入居者に経口移行 計画を作成し、支援が行われた場合に加算されます。 (28 単位/日)	30円	60 円	90円
国が定めた数の管理栄養士を配置し、定期的な食事観察の際に低栄養状態のリスクのあるご入居者に対し食事調整等を実施し、その情報を厚生労働省に提出し、栄養管理を実施した場合に加算されます。(11 単位/日)	12円	24 円	36 円
ご入所者全員について初月と6月目において日常生活動作について測定した内容を厚生労働省に提出し、国の定めた算出方法によって得られた結果が以下の場合に加算されます。	1.1 円 (33 円/ 月)	2.2 円 (65 円/ 月	3.2 円 (97 円/ 月)
(I) 1以上(30 単位/月) (II) 2以上(60 単位/月)	2.2 円 (65 円/ 日	4.3 円 (129円 /日	6.4 円 (193円 /日
排泄に介護を要するご入所者に対し、支援計画を作成 し実施したうえで、その内容を厚生労働省に提出し必 要な情報を活用した場合に加算されます。(10 単位/ 月)	0.4 円 (11 円/ 月)	0.7 円 (22 円/ 月)	1.1 円 (33 円/ 月)
(I)の計画の実施により排泄状況またはおむつの使用状況が改善した場合に加算されます。(15単位/月)	0.5 円 (16 円/ 月)	1.1 円 (32 円/ 月)	1.6 円 (48 円/ 月)
(I)の計画の実施により両方が改善した場合に加算	0.7 円	1.4 円	2.2 円
1	計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。(12単位/日) 個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合に加算されます。(20単位/月) 外部の理学療法士、医師等が施設の職員と共同で個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に加算されます。(100単位/月) 展食機能障害のあるご入居者に対して歯科医師等の指示に基づき、経口による継続的な食事摂取を動めるための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月) 経口維持加算(I)を算定している場合に、ご入居者の経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。(100単位/月) 医師の発行する食事箋に基づき提供された食事について智理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。(6単位/回) 経管により食事摂取をしているご入居者に経口移行計画を作成し、支援が行われた場合に加算されます。(28単位/日) 国が定めた数の管理栄養士を配置し、定期的な食事観察の際に低栄養状態のリスクのあるご入居者に提出し、28単位/日) 国が定めた数の管理栄養士を配置し、定期的な食事観察の際に低栄養状態のリスクのあるご入居者に提出し、11単位/日) 三入所者全員について初月と6月目において日常生活動作について測定した内容を厚生労働省に提出し、国の定めた算出方法によって得られた結果が以下の場合に加算されます。(11単位/月) (I) 2以上(60単位/月)	計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。(12 単位/月) 図別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、必要 な情報を活用した場合に加算されます。(20 単位/月) 外部の理学療法士、医師等が施設の職員と共同で個別 に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に 加算されます。(100 単位/月) 摂食機能障害のあるご入居者に対して歯科医師等の 指示に基づき、経口による継続的な食事摂取を勧める ための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合 に加算されます。(400 単位/月) 経口維持加算(I)を算定している場合に、ご入居者の 経口による継続的な食事摂取を支援するための食事 観察及び会議等に歯科医師等が加わった場合に加算されます。(100 単位/月) 医師の発行する食事箋に基づき提供された食事につ いて管理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。(6 単位/回) こあます。(6 単位/回) 室管により食事摂取をしているご入居者に経口移行 計画を作成し、支援が行われた場合に加算されます。 (28 単位/日) ヨが定めた数の管理栄養士を配置し、定期的な食事観察の際に低栄養状態のリスクのあるご入居者に対し食事調整等を実施した場合に加算されます。(11 単位/月) 正入所者全員について初月と6月目において日常生 活動作について測定した場合に加算されます。(11 単位/月) 正入所者全員について初月と6月目において日常生 活動作について測定した内容を厚生労働省に提出し、国の定めた算出方法によって得られた結果が以下の 場合に加算されます。(11 単位/月) (I) 1以上(30 単位/月) (I) 2以上(60 単位/月) (I) 2以上(60 単位/月) (I) の計画の実施により排泄状況またはおむつの使用状況が改善した場合に加算されます。(15 単位/月) (I) の計画の実施により排泄状況またはおむつの使用状況が改善した場合に加算されます。(15 単位/月)	計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。(12 単位/19)

				別表1
褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡発生リスクのあるご入居者に対し、計画を作成し 実施したうえで、その内容を厚生労働省に提出し、必 要な情報を活用した場合に加算されます。(3 単位/月)	0.1円(4円/月)	0.2 円 (7円/月)	0.3 円 (10 円/ 月)
褥瘡マネジメント 加算 (Ⅱ)	褥瘡が発生するリスクのあったご入居者に発生がない場合に加算されます。(13 単位/月)	0.5 円 (14 円/ 月)	0.9 円 (28 円/ 月)	1.4 円 (42 円/ 月)
自立支援促進加算	6月に1回、自立支援のために必要な医学的評価を医師が行い、各専門職が共同して支援計画を作成し、実施したうえで、その情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に加算されます。(300単位/月)	10.7 円 (322 円 /月)	21.5 円 (644 円 /月)	32.2 円 (965 円 /月)
科学的介護推進体 制加算 (I)	ご入居者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働 省に提出し、必要な情報を活用している場合に加算さ れます。(40単位/月)	1.4 単位 (43 円/ 月)	2.9 円 (86 円/ 月)	4.3 円 (129 円 /月)
科学的介護推進体 制加算 (Ⅱ)	ご入居者の心身の状況、および疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に加算されます。(50 単位/月)	1.8 円 (54 円/ 月)	3.6 円 (108円 /月)	5.4 円 (161 円 /月)

【その他の加算】

グ心が見る				
初期加算	入居日から起算して 30 日間、及び 30 日を超える病院等への入院後に施設に再び入所した場合に加算されます。(30 単位/日)	33円	65 円	97円
安全対策体制加算	施設内に安全対策担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に1回を限度として加算されます。(20単位/回)	22円	43円	65 円
入院時又は 外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度と してかかる費用です。月をまたがる場合は、最大12 日間を限度とします。(246単位/日)	264 円	528 円	792 円
再入所時栄養連携加算	ご入居者が入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケアの原案を作成する等、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に1回を限度として加算されます。(200 単位/回)	215円	429 円	644 円
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、早朝(6時~8時)、 夜間(18時~22時)または深夜(22時~6時)に 施設を訪問し、ご入居者の診察をおこなった場合に 加算されます。 ①早朝・夜間(650単位/回)	① 697円 ② 1,394円	① 1,394 円 ② 2,788 円	① 2,091 円 ② 4,181 円
	②深夜(1,300 単位/回)	,	,	
看取り介護加算 (II)	施設が定める看取りに関する指針に従い、各専門職が連携して行う介護について同意を得た上で、ご入居者が亡くなられた場合に、死亡日以前30日を上限として加算されます。 ① 死亡日以前31~45日(72単位/日) ② 死亡日以前4~30日(144単位/日) ③ 死亡日の前日、前々日(780単位/日) ④ 死亡日(1,580単位/日)	① 78 円 ② 155 円 ③ 837 円 ④ 1694	① 155 円 ② 309 円 ③ 1673 円 ④ 3388 円	① 232 円 ② 463 円 ③ 2509 円 ④ 5082
退所前訪問相談 援助加算	介護支援専門員等が、入居者の退所に先立って退所 後生活する居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、 退所後のサービスについて相談援助を行った場合 に加算されます。(460単位/回)	494 円	987 円	1,480 円
退所後訪問相談 援助加算	入居者の退所後 30 日以内に居宅又は他の社会福祉 施設等を訪問し、相談援助を行った場合に加算され ます。(460 単位/回)	494 円	987 円	1,480 円
退所時相談援助 加算	入居者の退所に際して、退所後のサービスについて 相談援助を行い、かつ、市町村、施設等に対して必 要な情報を提供した場合に加算されます。(400 単 位/回)	429円	858円	1,287 円
退所前連携加算	入居者の退所に先立って、退所後に利用を希望する 指定居宅介護支援事業者にサービスに必要な情報 を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連 携して退所後のサービス利用に関する調整を行っ た場合に加算されます。(500 単位/回)	536円	1,072 円	1,608 円
·	·	·		·

令和3年8月1日より改定